

社会福祉法人下関みらい役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下関みらい（以下「法人」という）の定款8条及び21条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員等に対しては報酬を支給しない。

(報酬等の支給の基準)

第3条 役員等への報酬は、別表に定める額とする。

(報酬の支給の方法)

第4条 報酬は、役員等が理事会、評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して、現金で支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が、職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成 30年 4月 5日から施行する。

別表

役職（出席会議）	各年度の1人当たりの上限	会議ごとの報酬
理事（理事会）	40,000円	10,000円
監事（理事会・監査）	25,000円	5,000円
評議員（評議員会）	12,000円	3,000円
評議員選任解任委員（会議）	12,000円	3,000円